

亀岡市インターネット公有財産売却(以下「公有財産売却」といいます)をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン(以下「本ガイドライン」といいます)」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、亀岡市の公有財産売却に参加するにあたっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、「亀岡市インターネット公有財産売却ガイドライン」および亀岡市における入札、契約などにかかる諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに亀岡市の指示に従い、亀岡市に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、亀岡市に対し一切異議、苦情などは申しません。また、落札に至り、契約締結したときの入札保証金の取扱いは、契約保証金として全額充当することに同意します。

- 1 私は、本ガイドライン第 1 の「1 公有財産売却の参加条件」に掲げる参加条件をすべて満たしています。
- 2 私は、私の入札参加資格について、亀岡市が市税担当部署および警察署などの関係機関に照会することを承諾します。
- 3 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1)正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2)入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3)落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4)契約の履行をしないこと。
 - (5)契約に違反し、契約の相手方として不適当と亀岡市に認められること。
 - (6)入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7)社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当と認められること。
 - (8)天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 4 私は、亀岡市の公有財産売却にかかる本ガイドライン、入札公告、売買契約書の各条項を熟覧し、および亀岡市の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について亀岡市に対し一切異議、苦情などは申しません。また、落札した物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。